

Title	英蘭児童労働史研究上の一寄与 - ロブスの新著を読みとて -
Sub Title	
Author	高村, 象平
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1931
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.25, No.11 (1931. 11) ,p.1697(141)- 1708(152)
JaLC DOI	10.14991/001.19311101-0141
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19311101-0141

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

ルトスに於ては、生産力の發展に對して分配の問題を關連せしめ、茲に思索の重點を置いて恐慌を論ずる所シスモンデイと一派相通する所あるを思はしむるのである。(終)

註一 鷺野隼太郎譯「經濟學說史」四一五頁。

註二 天野享譯「景氣變動研究への入門」二、山口商學雜誌第八卷六年一月一八八頁—一八九頁。

註三 小泉教授「ロオトベルトスの經濟學說補遺」三田學會雜誌第十五卷大正十年、第一號五二頁。

本論文の起草に當り三邊教授及び高村君の御援助を得たる事を感謝する。

英蘭兒童勞働史研究上の一寄與

——ロブスンの新著を讀みて——

高 村 象 平

「中世の徒弟制度は教育を意味するものである」(Owen D. Evans, Educational Opportunities for Young Workers. 1926. p. 3.)との言葉は、教育制度が其の時代の經濟的社會的狀態に適合するやうに調整されるものであるとの前提の下に於て、之を容認することが出來よう。換言すれば「學校の構成、學校の様々な種類への配分は——物質的及び精神的——有識勞働の様々な種類に對する當該社會の必要を表現してゐる」のである。このことは、中世に於ける學校が、宗教的慈善的關心に基いて設立され、其の大多數に於て「牧師の養成を主眼」として居り、以て封建的社會の必要に應じてゐたことによつて證せられ、又其の後「都市及び商業ブルジョアジイの擡頭」するに及んで、別な方面に教育に對する新しい必要が起つて來て、商人や事業經營者が學者や裁判官の受ける教育とは違つた實際的教育を必要とした」ことによつて明かにされるであらう。

英蘭も素より此の域外に存するものではない。エリザベスの徒弟制度が國民教育制度の一部と做されたことは、かかる制度が當時の社會にとつて必要であつたからであり、又、當時存在した學校が殆ど中等又はそれ以上の程度のもののみであつたことは、教權の勢力大なる社會にとつて當然なことであつたのである。即ち後者に就て云へば、之は「知識の獨占到對する支配階級の執着」である。

僧侶貴族の大多數が一般の人々を無知と爲し置き、以て教會の權威を維持するに努めたこと、其の表はれである。而して此の「徒弟制度が、其の後大工業の生成と製造工程の分離とが行はるるに及んで、其の産業的訓練更には德育の手段としての價値を喪失するに至つたこと、即ち衰頹したことは、舊來の訓育形態の劣化のみに歸せらるべきではなくして、舊來の方法が新時代の必要に適應せざることを表示するものである。」(A. E. Dobbs, *Education and Social Movement*, 1919, pp. 238-9.)

英蘭に於ては十九世紀に入るまで一切の初等教育事業は、家庭及び教會又は之と密接な關係を有する團體、例へば The Society for Promoting Christian Knowledge 或は慈善家の手に委ねられてゐた。勿論それまでには初等教育上見るべきものとして、ジョン・ウ・スレイを中心とするメソヂイスト教徒の活動、更にロバート・レイクスの日曜學校制度確立、北部地方に於ける夜學校の發達等が擧げられよう。然かも尙其等の基調を爲すものは、國家の教育不干渉なる觀念であつた。「一八三二年に至るまで國家は英蘭人民の初等教育に對し、何等の國民的責任を認めず又何等の經費も要しなかつた。更に又、親に對し其の子供を教育すべき法律上の義務を課さなかつたのである。」(A. V. Dicey, *Lectures on the Relation between Law and Public Opinion in England during the Nineteenth Century*, 1920, p. 276.)

此處に紹介せんとする Adam Henry Robson, "*The Education of Children engaged in Industry in England, 1833-1876.*" London, 1930. は「一言にして之を云へば、十九世紀に於ける英蘭初等教育立法史である。それは一八〇二年より七八年に至る間に於けるものを對象とする。而して著者ロブソンは、十九世紀に於ける教育立法の生成の背後には兒童勞働の弊害を阻止せんとする欲求が存することを云はんとするのである。評者は以下に於て其の結構を窺はう。」

兒童勞働保護法が何故最初、綿業に適用せられることになつたか。クラッパムも云へるが如く、長い勞働時間と使役される兒童の過勞とは綿紡績業に限つたものではない。撚絹絲工場の如きことを却つて勞働條件の最悪なものであつたらう。然かも木綿工場に於て兒童の大量販賣が行はれたことによつて公共の注意を惹くことになり、從て第一に保護法が設けられることになつたと云へるのである。周知の如く一七八四年マンチェスター地方長官の注目、九五年マンチェスター衛生會の設立は實効を擧ぐるには至らず、木綿工場に於ける弊害は寧ろ増大する勢にあつた。斯くて此の問題に對する議會の最初の關心を示す一八〇二年の Act for the Preservation of the Health and Morals of Apprentices and others employed in Cotton and other Mills. に、ロブソンは先づ筆を染めるのである。(pp. 4-5) 蓋し此の法令は、徒弟に對して勞働日毎に若干の時間を割いて教育を授けることを規定する謂ば十九世紀最初の教育法なるが爲めである。而してそれが徒弟のみに適用せられる結果、傭主は其の規定を避けて拘束なき (free) 兒童を雇傭することになつた。彼等の雇傭は人口の増加、工場近くに住む家族の増大、更には蒸氣機關の應用による工場の都會への移動によつて、容易に且豊富に得られた。爰に生じた此等兒童の生活並びに勞働狀態改善への途は、ロバート・オオエンとサア・ロバート・ピイルとの協力によつて一五年以降進められ、一九年の法令となつて結實した。其の後ジョン・キャム・ホップハウスによる二五年、三二年の法令に於ても、教育條項は一五年のピイル法案に於けるものと變りは無かつた。(pp. 11-13) 即ちそれは兒童が雇傭された時から四年間勞働日毎に讀、書、算を半時間宛教ふべきことの規定である。(p. 6)

一九年の法令に對する反對として、兒童の教育は既に日曜學校により又は夜學により十分に備えられてゐるとの表明は、或る程度まで之を認めることが出來よう。乍併此の反對論に對してピイル

の應答せる如く、十三時間、十五時間に互る労働の後に於て尙之を活用し得る餘裕を兒童が有するものであるかに就ては、全く之を否定せざるを得ないのである。而して當時行はれた初等教育施設に就ては、「National Society 及び British and Foreign School Society」の活動、並びに日曜學校運動による進歩があつた」(p. 13. n.) と云ふのみで、ロブソンは多く云ふところが無いのであるが、評者は若干之を補ひたすと思ふ。

年長の生徒をして幼少の生徒を教授せしめる Mutual System は、既に十七世紀コメニウスの Didactica Magna. に淵源を有するとされるところであるが、此の方法が十九世紀初頭殆ど時を同じくして、ジョセフ・ランカスター並びにアンドリュウ・ベルによつて紹介され且つ實地に行はれた。云ふ迄もなく此の方法は僅少の費用を以て多數の兒童を教育し得るの長所を有する。従て此の謂ゆる Bell Lancaster System は識者の注意を喚起し、又、教育に對する公共の後援を得る一因となつたのである。(Dobbs, op. cit. p. 149.) ランカスターとベルとは其の採る方法に於て同一である。たゞ前者はクエーカー教徒であり、ベルは英國教會の牧師であるの相違がある。従て其の事業を援くる者並びに其の周圍に集る者は、一はウイング黨員及び非國教徒であり、他はトオリイ黨員及び英國々教徒であつた。ランカスター派が一八〇八年 Royal Lancasterian Institution (一四年 The British and Foreign School Society と改稱) の組織によつて貧民兒童教育の目的へ歩を進めたに對し、ベル派は其の信奉する教義が前者に於て授けられざることを結果を憂ひ、一一年 The National Society for Promoting the Education of the Poor in the Principles of the Established Church throughout England and Wales. を組織して英國々教を鼓吹する小學校の設立を圖つた。此の二協會相互の論争は國民教育の問題に關する輿論を喚起するに至つた一因となつた。而して兩者を比較するならば後者の方が富有

であつた。(J. L. Hammond and Barbara Hammond, The Age of the Chartists. 1930. pp. 177-9. Cf. J. E. G. de Montmorency, State Intervention in English Education. 1902. pp. 206-8.) 前記一八〇二年の法令を以て「完全な自由放任に始まり國家社會主義に終る道への踏み出しである」(Paul Mantoux, The Industrial Revolution in the Eighteenth Century, trans. by M. Vernon. p. 484.) と做すベントオの言葉から容易に汲み取り得るが如く、當時の政府は自由放任主義を以て世に處してゐた。それは「チユドル王朝の親權主義の反動として『自然的自由』の制度へ推移して行つたのである。即ち自由競争なる經濟的福音と、思想及び行動の領域に於ける官憲の干渉に對する初期自由主義者の反對とに、表明された『自然的自由』の概念である。之は社會改造方策上缺くべからざる措置であつた。」(Dobbs, op. cit. p. 115.) このことは初等教育に對する國家の方針にも表はれて、十九世紀初頭に於て英蘭の初等教育は上述の二協會設立の私立小學校によつて爲され、此等に對して國家は何等手を下すところが無かつたのであつた。乍併ダイシイの云ふ如く、議會に於けるウィットブレッドやプロオガムの努力、前記二協會の組織、並びに日曜學校の設立等の「諸事業は、とにかく十九世紀初頭以來、貧民の教育が國家又は公共の義務であるとの信念の漸次に生成して來たことを示すものである。」(Dicey, op. cit. p. 277. n.)

とは云へんサマイトの勢力は尙隆であつた。三〇年に於けるリチャード・オオストラアの労働者への呼びかけと其處に當然招來した工場主の激烈なる反對運動、翌年ミカエル・トオマス・サドラアの提出せる兒童労働法案、やがてサドラアの失脚と之に代る工場労働時間短縮運動の指導者としてアシユリイ卿の登場、其の提唱になる工場調査委員會の組織と報告、斯くて通過せる三三年の法令により監督官は其の必要と認むる場合は工場雇傭兒童の爲めに學校を設立する權を賦與されたが然

かもそれに要する資金を集める力は無く又不適當と目する教師を免黜する権能も無いこと等、ロブスンが Parliamentary Papers により又は Hansard によつて、次いで詳細に記述するところのものは (pp. 15-34) シンサマイト時代の特徴たる國家干渉に對する不信から生ずるものと觀ることが出来る。此の三三年の法令の第二十條及び第二十一條により、該法の適用を受くる兒童は少くとも日曜以外毎日二時間宛通學を要することになつた。(D. 333) ロブスンが、英蘭の強制教育が通念に於ける一八七〇年に始まるものでないと云ふ所以は茲に存するのである。更に「同法通過して三日の後『より貧しき者の教育』の爲めに、學校建築補助金として二萬磅を支出する動議が可決された。乍併該提案に對する討論によれば、此の動議は工場兒童の強制通學の提案と何等關係なきものの如くである。(p. 34 p.) 寧ろそれは前年の選舉權擴張の結果として、大衆の教育の必要に出でたもので然かも亦このことは、國家の教育に對する間接的獎勵の第一歩と見るべきものであらう。即ち爰に於てド・モントマレンシイの用語を以てすれば、「國家との關係よりせる英蘭教育史序説は終る」のである。「此の一八三三年なる年は、古き教育と新しきそれとの分岐點である。」(de Mortmorency, op. cit. p. 240.)

三三年の法令の定むるところにより最初の監督官たるべく任命されたホオナア、ハウエル、リカアズ及びピンオンダアズの報告書の巧みなる取捨を以てロブスンが示すのは、主として該法令の教育條項の不備なる點である。それは單に同法の教育條項が全く實施不能なることの記述のみならず、若し之を實行するとなれば傭主は縱令不承不承にしても該制限を蒙る兒童を解雇するは確かであるとの報告である。(p. 36.) 又「大多數の場合兒童が出席する學校は教育の名に値するものを授けなかつた。」(p. 48.) 從て「優れたる教育制度、適當な有資格教師の供給、學校建築に對する援助と獎

勵とが欲求され、「雇傭せられる兒童の年齢證明書が信憑さるべきものたること」(p. 49.) が必要とされた。蓋し醫師の怠慢に加へて親が子供の得る賃銀を多からしめんが爲めに、替玉を用ひ又は年齢を偽ることが屢行はれたからである。(p. 50.) 而して他方に於て該法令の適用を受くる兒童數は減少を續けた。其の原因の一は三七年頃より始まり四〇年乃至四二年を頂上とする不況の爲め、兒童勞働に對する需要が減退したことであり、他は疑もなく通學に要する設備を施すことを傭主が厭つたことである。(pp. 72-3.)

乍併數々の挫折的企圖の後、四四年立法府を通過せる謂ゆる兒童半日勞働法によつて、兒童雇傭は半日か隔日かに限られ、其の休みの半日又は一日に通學せしめることになつたが、傭主の立場からみて規定が簡單となつたので法律侵害の恐れが少くなり、更に或る作業過程に於ては兒童の禁絶によつて適當な勞働供給の源泉が遮止されてゐた事實は、偶々不況期を脱すると共に、爰に相互作用して、三三年以降兒童を排してゐた工場に於ても再び彼等を雇傭し始めた。而してロブスンは云ふ、「實際、雇傭される兒童數は國內至る所に於て、七十年代に全日通學が強制されるまで、着々と増大を續けたのである。」(p. 81.) 然かも此等増加せる兒童を收容すべき學校は、總てが満足すべき状態にあつたのでないことは言ふを俟たない。而して斯かる兒童の通學期間は、一般兒童に比して短いものではなく、兩者は可成り近接した比率を示してゐた。工場兒童は學校内に於ける社會的最下位の者たることを常とする事實、通學せねば賃銀を獲得し得ない爲めに學校へやられる事實等を前に、尙斯くの如き現象の存在するのは、之より優れる地位にある親も、より貧しき親と同じく、賃銀の得られる職に就かしめんとする欲求に驅られたからであると推論されよう。ロブスンは云ふ。(pp. 91-2.) 綿業以外の諸工業の第一たる、捺染工場に雇傭され教育の機會を與へられなかつた兒童に對しては、

四五年アッシュリー卿の努力による法令が適用された。それは時の内務大臣サー・ジエムス・グレエムが斯業に於ける需要の變動、従て雇傭の變動なる特質に藉りて、一年の内八箇月に互る繁忙期を顧慮し、半年に三十日宛の通學を可とする旨の修正を加へられたものである。(pp. 113-9)之によつて當然雇傭される兒童數は激減し十三才以上の青年が代つて其の位置を占めたが、更に型付機械の應用せらるるや其の減少の勢は強められた。(p. 120) 而して後述すべき六四年の工場法擴張法によつては變更されず、七〇年に至つて始めて「工場法」の規定が捺染工場にも適用されたのである。(p. 125)次にレエス工場に於ては、四六年の法案が、斯かる制規によつて製造業の繁榮を失ふことは英國の存亡を意味するとのグレエムの反對が功を奏し否決されてから、十六年の後に取締法規を有することとなり(pp. 130-3, 134-5) 第三に漂白並び染色工場は、五四、五、六年の各法案の否決、五七、八年の精査委員會の甚だ保守的なる報告の後、六〇年に法の制定を見、翌六一年以降斯業に雇傭せられる兒童は始めて半日工となつたのである。(p. 143)

次いで評者はロブスンと共に炭礦業の兒童勞働並びに教育状態をみるべきであるが、四二年前の其等は既に評者が他の機會に於て述べたところに屬する故(本誌第二十四卷第四號、第七號參照)茲には敢へて省略するであらう。炭礦業に於ける最初の法令たる同年のそれ以後、五〇年及び五五年の法令によつて炭坑監督官の權限は擴大されたとは云へ尙事故は絶えなかつた。炭坑に於ける人命及び健康の喪失の一半は安全設備並びに豫防の欠缺に基くものであり、之は炭坑主及び其の管理者の責任に歸せらるべきであるが、尙其の災害の一部分は坑夫自身の無知と無教育並びに幼兒雇傭に原因するのである(pp. 154-5)之に對して六〇年、十才乃至十二才の兒童は讀書能力ある證明書を有するか又は一週に二日間(一日三時間以上)通學するかに非ざれば、雇傭する能はざることになつた。

(pp. 158-9)斯くて炭坑主は兒童雇傭を忌避するに至り、遂に極めて少數なる場合として雇傭される兒童は、寡婦を母に持つものか、家族多きもの又は極貧の地位にあるものなることを普通とした。(pp. 160, 161)而して七二年には兒童の通學は毎二週間最低二十四時間に増加された。(p. 165)

視野を農業に移せば、兒童の雇傭及び其の教育の機會に關する調査は既に三十年代に始まる。四三年の救貧法委員の報告によれば、農村には可なり學校が設けられ、農業勞働者の十才未満の兒童の多數は、不正規にはあるが數年間通學するの常であつた。(p. 170)而して「多くの場合通學に要する道程は長距離であるから、半日通學制は實施し得ず、隔日又は隔週通學制を採用せねばならぬ」とする六七年のフォセット案(p. 171)は通過するには至らなかつたが、注目すべきものに屬する。同年には、八才以下の兒童が農業勞働隊(agricultural gangs)に雇傭されることを禁ずるシャフツバリー卿の法案の通過するに止まり(p. 176)一般農業雇傭兒童に對するものは七三年に至つて始めて行はれたのである。然かも八才乃至十才の兒童は一年二百五十時間、十才以上は百五十時間の通學證明書を有せざれば雇傭し能はざる旨を規定しても、之を實施する機關の設けらるることなく、尙三年後の初等教育法によつて撤廢されるに運命にあつた。(pp. 180, 182)

陶器、燐寸、雷管、彈藥筒、壁紙、綿天鵝絨製造の謂ゆる危険且不健康工業に雇傭される兒童に半日通學を保證する六四年の工場法擴張法、六七年に於ける製造工程に五十人以上の勞働者を雇傭する場所に適用される工場法擴張法と五十人以下の場所に對して規定される仕事場制限法とによつて、殆どすべての工業は兒童の半日通學と日曜日雇傭禁止とを強制する取締法規を持つことになつた。(pp. 194, 200-2)評者は此の最後のもの制定を重要視するべきであるとした。何となれば過勞使役の最も甚しいのは少數の兒童が雇傭される仕事に多いからである。(p. 185)之に對して既に四

三年に報告書が公刊されたにも拘らず、議會は尙二十餘年間も放置したのである。(p. 186. n.) 而して此等の法令の即時の結果は兒童の解雇であつた。彼等が其の製造行程に肝要であるか又は最低廉の勞働であるかの以外には全く雇傭されなくなつた。又親の側からしても半日工としては賃銀が至つて少額となる爲め、寧ろ兒童を働かに出さず以て厄介な教育を避けた。従て此の法令による教育上の効果は之を期待する能はざる態のものであつた。(p. 204. 5.) 更に仕事場法の缺陷の一として、毎週十時間通學が極めて不規則に行はれたこと、即ち兒童は氣まぐれの命ずるまゝに時日を定めず登校する爲め、教育の効果を全く無に歸せしめたことが擧げられる。他方學校側に於ても、此等半日工によつて秩序を亂されるのを避けんとして、收容の餘地なしとの表面的理由により彼等を拒否することが行はれた。(p. 209.)

一八七〇年の初等教育法は、地方學務會の管理の下に公立小學校(Board School)の設立を認め、地方税によつて之を維持せしめると共に一宗派に特有なる教義の教授を禁じ、他に從來の私立小學校(Voluntary School)も宗教教育を強要せざる條件の下に政府の補助を得ることを定めた。斯くて始めて初等教育は國民の直接關與するところとなつたのである。而して此の全日通學が多數の地方に於て實施されるからには、上記の半日工は益劣つたものとならざるを得ない。此の對策は後者の就業以前に規則的に通學する途を備へることであり、斯くて前者と其の歩を同じくすることが出来るのである。(p. 211.) 雇傭されて始めて餘儀なく半日通學する状態の下にあつて、このことは雇傭最低年齢の引上げらる場合特に必要である。工場法以外に於て兒童の通學を強制する手段を探るに非ざれば、當時の工場法制度は其の教育方面からは全く不十分なものといはねばならぬ。(p. 212.) 爰に至つて教育立法と工場立法とは相關係するに至つたのである。一八七六年、兒童に初等教育を受け

しめるは親の義務であるとし、十才未満の者、及び十才以上にして讀、書、算の能力あること又は有資格の學校に相當通學した旨の證明書を有せざる者の、雇傭を禁止する初等教育法が通過した。

(p. 213.) 次いで七八年、工場又は仕事場に雇傭せらるる兒童の親は、半日の勞働日毎に一回(即ち半日)、隔日勞働制にあつては就業前日に二回(即ち一日)通學せしむべき旨の工場及び仕事場統一法が殆ど反對なく通過した。(p. 214.) 此の法令によつて五十年間に亘り四十五の諸法令より成る工場並びに仕事場に關する全立法は、"one lucid and harmonious whole" に "a single statute, simple and intelligible" に(シャフツバライ卿の言葉を以てすれば)なつたのである。(p. 215.) ロブソンは次の言葉を以て本書を結ぶ、「工業に従事する兒童に對する半日教育制は他の方面には殆ど眞の進歩を見なかつたけれど、該制度の影響は實際延びて織物業以外に及んだ。初期の工場法の成功は、其の教育方面に於て學校の多數が不完全なること及び親も傭主も屢之に無關心であつたことの事實により制限されたとは云へ、六十年代及び七十年代に於ける兒童雇傭制擴張の最も有力な原因であり、結局全國的強制教育設定への途をつけるにあづかつて力あつたのである」(pp. 215. 6.) と。

嘗てハッチンス及びハリソンは次の如く云つた、「兒童に關する工場立法は、有効な教育法の欠缺によつて確かに數十年遅らされた。此の二つは相互に作用し合ふものなのである。即ち教育が兒童の勞働時間を制限する動機となり目的となるに對して、工場監督官は國家教育によつてのみ勞働時間制限が有効となることを認め、以て國家教育の獎勵者となり促進者となるのである」(B. L. Hutchins and A. Harrison, A History of Factory Legislation, 3rd ed. 1926. p. 79.) と。このことは今や上記ロブソンの新著に於て、幾多の實例を擧げて證せられたといへよう。此の點に於て評者はロブソンの新著を價值づけたく思ふ。評者が本書の公刊を以て、英蘭兒童勞働史研究上に寄與するも

のであると做す所以は茲に存する。

同時に他の半面に於て評者は次の如く見る。七十年代に於ける上述の成果は、一言にして云へば「産業資本主義の發達による熟練勞働力に對する需要の増加」を原因とするものである。勿論國民の覺醒や社會連帶の觀念の普及も亦、斯かる成果を生むに資するところあつたことは確かである。乍併尙其れ以上に、教育制度の發達は其の社會の經濟的發達に其の基礎を置くものなのである。然かもロブスンはこの點に就て説くところが殆ど無い。例へばドブスが一七〇〇年乃至一八五〇年の英國に於ける教育を取扱つた著書の中で、「一部分は科學と發明とが就職に及ぼす影響により、一部分は政治的觀念の生成と鬭争とによつて、産業の發達が新たな知的關心を呼び起した」(Dobbs, op. cit. p. 134) ことを述べてゐるに反して、ロブスンの新著からはこの間の消息を見出し得ないのである。或は、之は當然のこととして言及せず暗黙の裡に前提されてゐるのであると善意に解釋すべきものであるかも知れないが、それでは評者は不満を覺えざるを得ない。從て評者は本書を目して初等教育、立法史であるといふのである。たゞ、全篇に互り引證するところ殆ど原資料のみよりせる點に就ては、僭越乍ら評者は其の勞を稱へ且深謝の意を表さねばならない。從てド・モントマレンシイが其の序文に於て、「著者の目的は從來散逸せる、又場合によつては入手困難な文書にのみ誌された諸事著實を蒐集し以て研究者の便に供ふるに存する」(de Montmorency, op. cit. pp. vii-viii) と云つたことは、其の儘此のロブスンの新著の全態容に對しても當てることが出来るであらう。

(一九三一・一〇・一二稿)

辯證法研究に關する若干の文献

奥田忠雄

筆者は曾て本誌上に於て(昭和六年八月號)「理論經濟學方法論叙説」第二部に於て、辯證法的思惟形式の根本的特徴として次の二つの點を指摘した。

第一、その思惟形式は單なる主觀的思惟形式たるのみならず、同時に客觀的實在の存在形式と一致し、之を反映するものである。即ち思惟形式の客觀性、現實性、具體性。

第二、その思惟形式は確固不動のものではなく、或る思惟形式はそれ自體に矛盾を含み、その矛盾を次から次へと必然的に克服して、より高い認識段階へと無限に發展する所のものである。即ち矛盾の克服(更に正確には止揚)對立物の統一。(註、此の第二の點は前記論文に於ては未だ充分論究されては居らぬからして、近く右論文の續稿を書く場合に詳しく述べる積りである。)

斯る思惟形式は單なる主觀的思惟形式を取扱ふ所の形式論理學のそれと異なるばかりでなく、又客觀的實在、物自體の世界を不可知なるものとし、専ら主觀に與へられた現象の世界にその認識を限り、此の現象の世界を人々が普遍妥當に認識せんが爲に従ふ可き規範としての先驗的思惟形式を取扱ふ所のカント主義の先驗的論理學のそれとも異なり、正にそれの客觀的實在との一致、現實性と具體性との特徴を見出す。而してこの特徴の故にこそ、最近辯證法の研究に對する要求は熱烈であり、哲學界に於てはヘーゲル復興を見、社會科學の世界に於ては唯物辯證法の隆盛を見るに